

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省 総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 252-8520

かながわけんふじさわしえんどう

住 所 神奈川県藤沢市遠藤 5322

おーとあいでいらぼじやばん

氏 名 Auto-ID ラボ・ジャパン

慶應義塾大学 SFC 研究所内

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、電波資源が有限稀少であることを踏まえつつ、情報家電、電子タグ等の新しい電波利用技術および産業の創出、成長を促進する観点から意見を述べます。

（1）電波利用料納付義務者の拡大について

電波利用料納付義務者の拡大議論は時期尚早である。

電波の有効利用という最重要観点では、当該周波数の利用実態調査と技術動向を考慮した周波数計画が免許局、免許不要局という区分を超越して必要と考えます。平成14年度に電波の利用状況の調査等に関する省令が制定され、利用実態、他の電気通信手段への代替可能性や電波を有効利用するための計画が明確になってきております。電波利用料納付義務者の拡大については、この調査等の結果を踏まえた上で議論することが論理的であり現時点では時期尚早と考えます。

（2）新しい技術・産業の育成のための政策的配慮について

新しい無線利用技術については一定期間の減免措置を設けることが適切である。

2001年から2005年まで先駆的にUHF帯電子タグの実証実験、導入を進めている米国の例では技術要件・市場価値の認知と普及面での促進を含めて少なくとも4年以上はユーザー・ベンダー企業ともに回収の見込めない投資期間となっております。このように新しい無線利用技術の創生と産業育成には一定の時間が必要であり、この間の端末コストや流通コストの増大による市場拡大への阻害は極力避けるべきです。この観点で情報家電、電子タグ等の新しい無線利用技術については、電波の有効利用や公平性の観点で免許不要局への賦課がやむを得ない場合であっても、電波利用料を一定期間免除することが適切と考えます。また免許局であっても新しい無線利用技術については電波利用料を一定期間減免することが適切と考えます。

以上